（郵便物認可）　（本號六面）　明治二十三年六月十四日　第四種郵便物認可　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報定價
時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價還
元料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三
圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一
箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

第二千六百八十五號
明治廿三年六月十四日　土曜日
舊暦庚寅四月廿七日　（丙寅）
日出午前四時二十六分　日入午後六時五十六分
月出午前二時十七分　月入午後三時三十三分
潮午前九時三十五分　潮午後三時三十五分
（西暦一千八百九十年）

時事新報

貧民救助策（昨日の續）

貧民救助策（昨日の續）

説を爲す者あり曰く凶年饑饉は左まで驚く可きものにあらず若しも國内の米穀不作にして收穫缺乏し供給に不足するときもあらば直に外國米を買入れ之れを輸入す可きのみ云々と簡單に説き去るものもなきにあらず夫れ然り海外交通の便利ある今日に於ては一朝凶荒の事ありても直に外國米を取寄せ其急を救ふみとは誠に容易にして實際亦他に出るの策もおきみとならんと雖も仮外國米を輸入したる處にて其結果は如何と云ふに錢ある者は之を買ふて以て其澤に浴するみとを得べしと雖も實際一文の錢をも持ざるものには眼前に累々たる外國米も之を買ふの方法なきを如何せん左れば此輩に取りては如何程米の輸入ありても他人の盛宴を傍觀して飲食を得ざると同じく轉た其苦痛を增すに過ぎざるのみ今の滿天下の貧民は世間に流行する儉約の爲めに仕事の道を塞がれて一文錢の用意もなきものなれば幾百萬石の輸入米ありても彼等の爲めには他人の物にして唯ふれを目に見る可きのみ口に食ふべからず故に凶年饑饉に際し外國米を輸入するの説は甚だ可なりと雖も輸入米さへあれば直に之を以て窮民の饑饉を救ふに足る可しと考ふるは迂濶至極の沙汰にして經濟社會に實買の事あるを知らざるものと云ふ可し昔し天明度の饑饉には百圓の金を懐にしながら米を得ずして途上に斃れたるものもありしとの事なれども今日の實際は之に反して眼前に幾百萬石の米ありと雖も懐中に一文錢あれば今窮民の急を救はんとするには彼等に仕事を授け自から勞して錢を得るの道に有付しむるより先なるはなし而して其仕事とは他なし府縣市町村に論なく天下一般に興る土木工事を起さしむるに如くものなかる可しとの御意は誠に結構に御座いよ〳〵實際の域に至れば先立つものは金錢の沙汰あり工事を起して窮民に仕事を與ふるの説は誠に妙なれども目下の有樣にてはおそらく人民困窮を訴ふる折柄其工事に要す可き莫大の費金は如何にして支出す可きや之を政府に仰がんか國庫には固より斯る御計の金のある可きや如し之を豪商者の寄附に求めんか

折柄斯る大金の集まる可き見込はなし然らば則ち其支出の方案は如何と云ふに我輩の意見には府縣にては府縣限にて起し市町村にては市町村債を起し其費金を募集するを以て最も適當なる可しと認むる者あり願ふ之れ此策果して行はれ全國一時に土木工事の起るに至らば滿天下の窮民は茲に生活の道を開き外國輸入の米も始めて彼等の口に入りて其功を爲す可し或は幾百千萬圓の巨額を臨時に募集し幸に一時の危厄に應ずるみとを得るも借りたるものは返さゞる可らず其返濟の始末は如何す可きとの説あれども公債の返濟は強ち之を一時にするに及ばず或は二十年を期し三十年を約束して漸次に之を償還するみとしなさば敢て煩を及ぼす程のみともなかる可し況んや公債既に募集して資本金を得れば其金は必ずしも土木の一方のみに用るに非ず之を細民の職業上に利用せしむるときは資本の力に依て民の手足に運動の機を催ほし慶く殖産の道を開くの媒たる可きに於てをや我輩は目下の困難に際し世上公私の人々が一日も早く此事に注意し其實行の速かならん事を希望して止まざるものなり（畢）

壹ぜ之を内に求めざる

人の世を渡るは猶海を渡るが如し時としては風波險惡覆没の患さへなきにあらず幸にして海上無事なるも其難難困苦は一方あらずして之が爲めに心身を勞するみと幾許なるや知る可らず蓋し人の心身の力は限あるものにして之を勞すること甚しければ又之を慰むるの方便おかる可らず即ち人生に遊娯歡樂の欠く可らざる所以にして其手段も少おからざる事なれども我輩は今の世俗に行はるゝ遊歡の方法に就て不同意を表する者なり蓋し遊歡は人々の嗜好に連れ又その階級に隨て各々異あらざるを得ず千金一擲の豪奢も富豪の家に於ては以て榮とするに足らず淵酒三杯の消遣茶だ殺風景なるが如しと雖も之を以て無上の樂とおす者もなきみあらず人樣々の世の中なれども凡そ人として家を持ぬものはなく家に妻子のあらざるものは少なし左れば日の夕べ戸外の事を終り家に歸りて恙なき妻子の顔を詠め他愛もなき兒女の戯るゝを見ては何人と雖も之に接して笑顔を開き恩はず其心身の勞を忘れざるを得ず況して其人の私德欠くる所なくして一家の中絶えて風波の沙汰を聞かず家族團欒の樂、圓滿なるに於てをや其愉快云ふ可らざるものあらん而して此樂や貴賤貧富共に之を同ふし恰も人間社會の自然に備はり自然に授けられたる所の主樂にして黄金にも珠玉にも易ふ可らざる實にてありながら其價茶だ安しと雖も唯その人の私德修まらざる家族に於ては之を受るみと能はざるのみ社會の風潮甚た險惡にして人生の世渡良に苦し而して其費を慰めんとするには固より歡樂の手段なかる可らず然るに今の世人は偏に之を外に求むるに急なるよりして内を顧るに遑あらざるか、甚だしきは流連荒遊、反て内を顧るに遑あらざるか、甚だしきは流連荒遊、反て家を外にして家人の心を悼ましむるのみならず自身も次第に品位を卑ふして廉に世間の嫌しむ所と爲り身を終るまで眞成の快樂を知らずして一生を空ふする者なきを非ず誠に哀む可きのみ世上の士人其に心身安樂の地を得んと欲せば壹ぜ藤みて之を家庭の中に求めざる

官報

御名御璽

明治廿三年六月十二日　陸軍大臣伯爵大山巌

勅令第九十四號

陸軍將校馬具制中左ノ通改正ス

鞍嚢外覆ノ部一段第七區畫ヲ「近衛騎兵下副官」ト改メ同區畫ノ下ヲ「本隊所用ノ鞍覆前部ヲ用ヒ櫻章ハ金色金物櫻花徑三寸左右各一箇ヲ附シ絲邊ハ茜絨線幅二寸一條ヲ附ス」ト改ム

備考中「鞍褥」ノ下ニ「近衛騎兵下副官ハ鞍褥」ノ十字ヲ加フ

鞍嚢外覆圖中「下副官」ヲ「近衛騎兵下副官」ト改ム

○東京市訓令第三號

東京市區長書記服務條規ヲ左ノ如ク定ム

明治廿三年六月十三日　東京府知事侯爵蜂須賀茂韶

東京市參事會　區役所

區長書記服務條規

第一條　區長及書記ハ己ノ職務ニ關スルト否トヲ問ハズ事ノ機密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ」裁判所ノ召喚ニ依リ證人又ハ鑑定人ト爲リ職務上ノ秘密ニ就キ訊問ヲ受ムルトキハ市參事會又ハ府知事ノ許可ヲ經ルニアラズレバ供述スルコトヲ得ズ○第二條　區長及書記ハ職務上未發ノ文書ヲ他人ニ漏示スルコトヲ得ズ○第三條　區長及書記ハ市參事會ノ許可ナクシテ職務ノ地ヲ離ルヽコトヲ得ズ○第四條　區長及書記ハ他ノ有給職務ヲ兼ネ若クハ株式會社ノ役員トナルコトヲ得ズ」其他ノ營業ヲ爲シ又ハ報酬ヲ得テ嘱托業務ニ從事セントスルトキハ市參事會ノ許可ヲ受クベシ○第五條　區長及書記ハ市參事會ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ其職務ニ關シ何等ノ名義ヲ以テスルモ總テ他人ノ贈物ヲ受クルコトヲ得ズ○第六條　本條規ハ總テ市ノ俸給ヲ受ケ公務ニ從事スル者ニ之ヲ適用ス

雜報

○館内素通の所見（第四本館　前號の續き）

第十一類の織物を見ては十二類に移るみと順序なれど斯くては間々横道に蹤迷ふて同じ處をグル〳〵ヒ二三度も廻る憂あり夫よりは少し小戻りて當館の入口を左に取り十三類に移れば見よかるべし初めに東京府川喜多忠兵衛氏の新意匠麝香屏風あり原料小麥粉迄を添で立派に飾立てたる處一寸目先は變り居れど何處が麝香やら新意匠やら更らに分らず只代價が二百三十圓と云ふに偖みそ何處にか意匠を凝らしたる處あるべしと見たるのみ、日本壁紙會社の壁紙見本、大橋清右衛門氏の紙類、桔梗屋拇造氏の元結見本皆よし服部源三郎氏の石版用紙、鳥ノ子墨藍流六十枚にて三十圓メッポー高いがみんなにも手間のかゝるものか、富士製紙會社の紙類見本「不請審査」とあり一寸見た處夫程の出來とも思はれず、王子製紙會社の印刷紙見本、江戸川製紙會社の機業紙、程村紙は上出來蓋用鳥ノ子の八圓も亦見事あり伊藤莊平氏の壁紙は一卷四圓七八十錢、萩原甚太郎氏の寒平紙、玉川紙、雲水紙は面白う出來と云ふべし山田「常治氏の專賣特許金銀砂製壁紙一枚二圓如何にも奇麗あれば望手もあらん庄司喜左衛門氏出品一圓張の盆は單純なれども一種の趣味あり大盆十六圓八十錢金田清左衛門氏の紙類は中々に手際よく式紙、襖地より看物類まで其成の子禮地紙の子禮地紙の圓位まで樣原よく書狀袋類品柄風致に富む壁紙の出品は兵衛氏一手出品三尺長三十壁紙中の優品兩氏の擬革紙品壁紙二圓五一卷代二圓七にあり山本清其他紙類の細山本常次郎氏より七十錢まで此邊にて東京油紙紙類無論代六七圓は格巨の品柄あり陳列もよく點錺宇切一束一大小判紙の如子紙より油紙秋田縣の蒟蒻物の、福井烏ノ子五十枚し一帖四五十澤紙百枚四圓三十五錢、加州よく張り立て其他紙類の出にも見當る品○土耳其の使節ヲ耳其の使節ヲ

○館内素通の所見（第四本館　前號の續き）

第十一類の織物を見ては十二類に移るみと順序なれど斯くては間々横道に蹤迷ふて同じ處をグル〳〵ヒ二三度も廻る憂あり夫よりは少し小戻りて當館の入口を左に取り十三類に移れば見よかるべし初めに東京府川喜多忠兵衛氏の新意匠麝香屏風あり原料小麥粉迄を添で立派に飾立てたる處一寸目先は變り居れど何處が麝香やら新意匠やら更らに分らず只代價が二百三十圓と云ふに偖みそ何處にか意匠を凝らしたる處あるべしと見たるのみ、日本壁紙會社の壁紙見本、大橋清右衛門氏の紙類、桔梗屋拇造氏の元結見本皆よし服部源三郎氏の石版用紙、鳥ノ子墨藍流六十枚にて三十圓メッポー高いがみんなにも手間のかゝるものか、富士製紙會社の紙類見本「不請審査」とあり一寸見た處夫程の出來とも思はれず、王子製紙會社の印刷紙見本、江戸川製紙會社の機業紙、程村紙は上出來蓋用鳥ノ子の八圓も亦見事あり伊藤莊平氏の壁紙は一卷四圓七八十錢、萩原甚太郎氏の寒平紙、玉川紙、雲水紙は面白う出來と云ふべし山田「常治氏の專賣特許金銀砂製壁紙一枚二圓如何にも奇麗あれば望手もあらん庄司喜左衛門氏出品一圓張の盆は單純なれども一種の趣味あり大盆十六圓八十錢金田清左衛門氏の紙類は中々に手際よく式紙、襖地よ

○弘前市長たるに付き[illegible]へ赴き陳列品[illegible]

○醫術開業試[illegible]日更に後期受[illegible]前記戦後の問[illegible]藥物學（十一）第一問　錠[illegible]

第二問　「[illegible]」

處方

外科學（十二）

第一問　[illegible]

第二問　直[illegible]

第三問　甲[illegible]

○國道修更の[illegible]より雄勝嶺を[illegible]曲折して秋田[illegible]ふて北に走り[illegible]